

高浜市政記者クラブ同時

2025年2月14日（金）
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、山本
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、中島
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

高浜市における土壌汚染について

株式会社豊田自動織機（刈谷市）が、高浜市及び安城市にまたがる同社高浜工場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、高浜市地内で土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

株式会社豊田自動織機

(2) 報告年月日

2025年2月14日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県高浜市豊田町二丁目1番31並びに1番1、1番33、1番34、1番35、1番36及び1番40の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	3.3mg/L (4.1倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～2.0m	11／362

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去及び地下水モニタリングを実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

株式会社豊田自動織機 総務部

住所：愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地

電話：0566-22-2511

4 調査対象地の概要

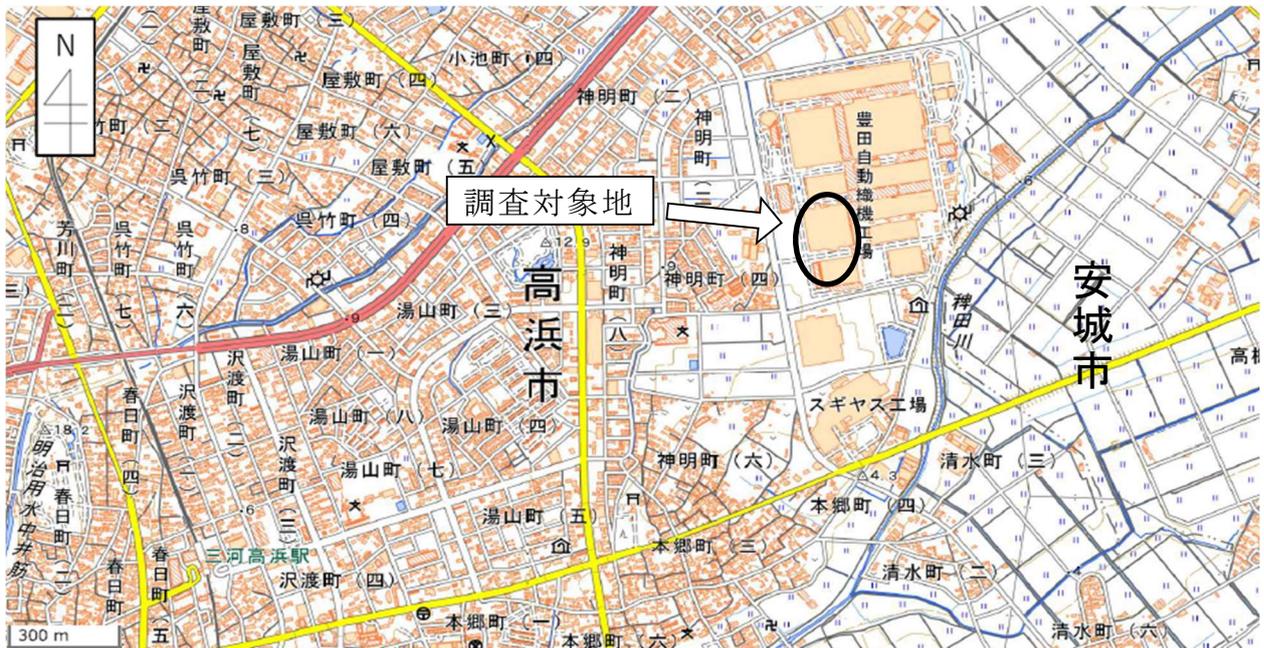
(1) 面積

31,732.38m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1970年から現在まで、フォークリフト等の産業車両や物流システム機器の製造を行う工場の敷地の一部です。

ふっ素及びその化合物は、高浜工場内において取扱履歴がありますが、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。また、当該物質に係る漏洩事故等の記録もありません。



※ 背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では1.4 mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)